

松山市清水地区（緑町）土砂災害による避難学生 各位

みゆき

御幸学生宿舎への緊急入居（避難）希望申請について

この度、7月12日早朝に発生した松山市清水地区（緑町）土砂災害により被災された学生の皆様には心からお見舞い申し上げます。皆様の現状を確認したところ、未だ自宅に戻る目処さえたない方も多くいると把握しております。

については、御幸学生宿舎の空室10室（男子：9室 女子：1室）への転居、もしくは緊急避難（8月21日まで入居可能）を希望する学生は、[学生生活支援課までお問い合わせください。](#)

なお、入居希望者が多数いる場合、被災状況等を鑑み決定します。その際、選考理由等は開示いたしかねますのでご了承ください。

【応募資格】 今回の災害により被災している学生

【募集締切】

7/18の募集締め切り後も空室がありますので、今後は先着順で随時入居希望を受け付けます。希望者は学生生活支援課（平日 8:30～17:15）までお問い合わせください。

【結果連絡】

【留意点】・転居希望者は7月24日(水)までの受付となります。

【入居可能日】

・女子は緊急避難のみの受付となり、男女混合棟への入居となります。

【緊急入居】

TEL:089-927-9099 MAIL:gksoudan@stu.ehime-u.ac.jp

<留意事項>

- ・転居希望の場合、通常入居の扱いとし、保証金や寄宿料等が発生します。ただし、7月分の寄宿料と7月分の水道料金は免除します。電気料金は自費となり、7月分から従量料金で四国電力から請求されることとなります。
- ・緊急避難場所として8月21日までの利用を希望する場合、保証金や寄宿料、光熱費の経費は免除しますが、8月22日以降は、後期からの入居者準備のため滞在は認められませんので注意してください。
- ・いずれの場合も、布団や必要物品については個人負担となります。
- ・愛媛大学生協の「学生賠償責任保険1人暮らし特約あり」に加入している場合、水や汚泥により家具（自転車）などが破損・汚損した場合は保障される場合がありますので、愛媛大学生協にご確認ください。

布団は8/21まで無料でレンタル可能となりました。

愛媛大学生生活協同組合 城北ショップひめか内

サポートデスク 089-924-2503（平日10時～17時）

生協以外の賠償責任保険に加入している場合も、保障対象となる事項がないか加入している保険会社に確認することをお勧めします。

- ・特別な場合を除き、部屋の希望は受け付けられません。なお、男子棟の空室9室のうち、5室はA棟の5階（エレベーターなし）となります。

申請前に、見学を希望される方は、管理人へ電話連絡後、訪問をお願いします。

◎見学可能な時間帯：月～土 13時～17時

◎見学申込先：愛媛大学御幸学生宿舎管理人室 089-924-7323

↓愛媛大学 HP 御幸学生宿舎ページは、以下から確認できます。



御幸学生宿舎事務担当

愛媛大学 教育学生支援部

学生生活支援課 学生相談チーム

TEL：089-927-9099

<宿舎の概要>

(1) 各種設備

バス・トイレ・ミニキッチン・IH調理器・冷蔵庫・机・椅子・ベッド・エアコン等を備えた個室です。(男子245室、女子157室・留学生70室)

セキュリティシステムを完備し、車椅子対応の居室も男女各1室あります。

各室にインターネット配線が設置されており、所定の会社と契約を結べば低料金で利用できます。

各階にコインランドリー(1回200円~300円)を設置し、正面玄関横に愛媛大学生協のフードショップがあります。

(2) 経費 ※「8月21日までの緊急避難」の場合は、下記①②③は不要です。

① 寄宿料 月額

男子A棟 16,000円(居室1人室 11.70 m² 約7.1畳)

男子B棟 20,000円(居室1人室 13.44 m² 約8.1畳)

女子C棟 20,000円(居室1人室 13.68 m² 約8.3畳)

女子D棟 20,000円(居室1人室 13.68 m² 約8.3畳)

※ 広さは、浴室等の設備を含む面積です。

② 共益費 月額 2,000円

③ 保証金 43,000円

入居後に徴収し、退去時に以下を清算し、差額を返金又は追加徴収します。

- 清掃費
- 故意または重大な過失による居室・居室備品の汚損・毀損の修繕費
- 寄宿料・共益費・水道料等の滞納金

◎その他 ※転居希望者のみ

入居を許可された場合は、後日通知する「御幸学生宿舎 入居許可の皆さん(R6.7)へ」を熟読し、必要書類を期日までに提出してください。

また、入居には借家人賠償責任・本人財物補償を含む火災保険への加入が必要です。

愛媛大学御幸学生宿舎入居者の遵守事項について

平成23年9月5日
御幸学生宿舎主事会議決定

愛媛大学御幸学生宿舎規程第20条の規定に基づき、遵守事項を下記のとおり定める。

記

- 1 主事、副主事、指導主事、主事補、学生宿舎管理人及び学生生活支援課職員の指導や指示に従うこと。
- 2 学生宿舎は常に良好な状態で使用し、工作を加えないこと。
- 3 火災その他の災害の防止及び保健衛生に留意すること。
- 4 居室の全部又は一部を他の者に貸与してはならない。
- 5 壁や家具に釘、鋏、ネジ等を打つ（但し、耐震補強に伴うものは除く。）又は糊着、落書きをしてはならない。
- 6 故意に、壁、施設等を滅失、き損若しくは汚損し、又は器物、備品等を亡失若しくは宿舎外へ持ち出してはならない。
- 7 居室を居住以外の目的に使用してはならない。
- 8 合鍵を作成してはならない。
- 9 学生宿舎に入居者以外の者を宿泊させてはならない。
- 10 異性を棟内に入棟あるいは居室に入室させてはならない。また、自室のある棟以外の異性の棟に出入りしたり、許可なく入居者以外の者を入棟させてはならない。
- 11 宿舎内の指定された場所以外で喫煙してはならない。
- 12 飲酒に起因するトラブルを起こしてはならない。
- 13 宿舎及び敷地内で騒音を起こしてはならない。
- 14 自転車又はバイクを指定された場所以外へ駐輪してはならない。
- 15 愛玩動物を飼育してはならない。
- 16 愛媛大学御幸学生宿舎集会室使用心得等を遵守しなければならない。
- 17 その他学生宿舎の秩序若しくは風紀又は良好な勉学環境を乱す行為を行ってはならない。